



ライオンズクラブ
国際協会

会則及び付則

国際会則及び付則

2026年7月7日改定

ライオンズクラブ国際協会

目的

ライオンズクラブという奉仕クラブを結成し、認証状を交付し、監督する。

各ライオンズクラブの事業を統制し、運営を標準化する。

世界の人びとの間に相互理解の精神をつちかい発展させる。

よい施政とよい公民の原則を高揚する。

地域社会の生活、文化、福祉および公德心の向上に積極的関心を示す。

友情、親善、相互理解のきずなによってクラブ間の融和を図る。

一般に関心のあるすべての問題を自由に討論できる場を設ける。ただし、政党、宗派の問題をクラブ会員は討論してはならない。

奉仕の心を持つ人びとが個人の経済的報酬なしに社会に奉仕するようはげまし、また、商業、工業、専門職業、公共事業および個人事業の能率化をはかり、道徳的水準をさらに高める。

ビジョン声明文

地域社会と人道奉仕におけるグローバルリーダーを目指す。

使命声明文

ライオンズクラブ、ボランティア、そしてパートナーが、世界中の人々の暮らしに影響を及ぼす人道奉仕と交付金を通じて、健康と福祉を改善し、地域社会を強化し、恵まれない人々に支援を提供するとともに、平和と国際理解を促進できるよう、力を与える。

ライオンズクラブ
国際協会



会則及び付則

2026年7月7日改定

第1条 - 名称	10
第2条 - 目的	10
第3条 - メンバー	10
第4条 - 紋章、色、スローガン及びモットー	
第1項 - 紋章	11
第2項 - 名称及び紋章の使用	11
第3項 - 色	11
第4項 - スローガン	11
第5項 - モットー	11
第5条 - 役員及び国際理事会	
第1項 - 役員	11
第2項 - 会員としての要件／代議員となる資格	11
第3項 - 国際理事会の会則地域別構成及び選挙	12
第4項 - 選挙、役員の任期、空席	13
第5項 - 理事会権限	14
第6項 - 会議	15
第7項 - 投票権	15
第8項 - 報酬	15
第9項 - 解任	15
第6条 - 国際大会及び代議員	
第1項 - 開催日及び開催地	15
第2項 - 代議員数	15
第3項 - 代議員の投票	16
第4項 - 定足数	16
第5項 - 代理投票	16
第7条 - 地区組織	16
第8条 - クラブ	
第1項 - クラブ認証	17
第2項 - クラブ会員となる資格	18
第9条 - 改正	
第1項 - 改正手順	17
第2項 - 通知	18
付則	
第1条 - 名称及び紋章	18

第2条 - 国際理事会選挙	
第1項 - 国際大会における選挙	18
第2項 - 第三副会長立候補の資格	18
第3項 - 国際理事立候補の資格	19
第4項 - 候補者推薦及び推薦証明	20
第5項 - 代表権	21
第6項 - 国際指名委員会	22
第3条 - 役員の任務	
第1項 - 会長	22
第2項 - 副会長	23
第3項 - 運営役員	23
第4条 - 国際理事会の委員会	
第1項 - 常設委員会	23
第2項 - 資格証明、議事規則、決議、選挙	23
第3項 - 特別委員会	24
第4項 - 委員長、欠員	24
第5項 - 任命の制限	24
第5条 - 国際理事会会議	
第1項 - 定例会議	25
第2項 - 特別会議	25
第3項 - 郵便による業務処理	25
第4項 - 定足数	25
第5項 - 執行委員会	26
第6条 - 年次国際大会	
第1項 - 大会に対する国際理事会の権限	26
第2項 - 公式通達	26
第3項 - 大会役員	26
第4項 - 地区ガバナーによる会議出席経費	26
第7条 - 国際会計	
第1項 - 会計監査	27
第2項 - 凍結資金	27
第8条 - 地区機構	
第1項 - 地区編成の管轄	27
第2項 - 地区の最低条件	27
第3項 - 地区再編成	27
第4項 - ガバナー協議会	28
第5項 - 複合地区ガバナー協議会の権限	29
第6項 - 解任	29
第7項 - 地区キャビネット	29
第8項 - キャビネット会議	30

第9条 - 地区大会及び選挙	
第1項 - 地区(単一、準、複合)大会	30
第2項 - 地区大会の権限	30
第3項 - クラブ代議員方式	30
第4項 - 地区ガバナー立候補の資格	31
第5項 - 地区の立候補手続き条件	31
第6項 - 地区ガバナー/第一及び第二副地区ガバナー選 挙手順	32
第7項 - 同数得票	36
第8項 - 地区大会報告	36
第10条 - 地区役員の任務	
第1項 - 複合地区協議会議長	37
第2項 - 地区役員	38
第11条 - メンバー	
第1項 - クラブ結成	42
第2項 - クラブ名称	42
第3項 - 申請手順	42
第4項 - クラブの責務	42
第5項 - ステータスクオ/認証状取消し	42
第6項 - クラブ脱退	43
第7項 - 種別	43
第8項 - 二重クラブ会員籍	43
第12条 - 入会金及び会費	
第1項 - 会員報告	43
第2項 - 会費	44
第3項 - 現地納入金及び税金	46
第4項 - 延滞金利	46
第13条 - 議事規則と手順	46

第14条 - 改正	
第1項 - 改正手順	47
第2項 - 通知	47
第3項 - 施行日	47
別紙A - 会員種別	48
別紙B - 会員種別表	51



執行役員及び理事

**2026～2027年度
ライオンズクラブ国際協会**

国際会長

マーク S. ライオン
米コネチカット州ブルックフィールド

国際第一副会長

マノージ・シャー
ケニア ナイロビ

国際第二副会長

トニー・ベンボウ
豪ビクトリア州 バーモントサウス

国際第三副会長

C. ロバート・レットビー
スイス ヌーシャテル

理事

NADINE BUSHELL
Santa Cruz, Trinidad

SOON-TAK CHOI
Gyeongsangnam-do, Korea

LIZ CROOKE
Salinas, California, USA

DEBBIE DAWSON
Oshawa, Ontario, Canada

CELINA GUIMARÃES
Fortaleza, Ceará, Brazil

NAZMUL HAQUE
Dhaka, Bangladesh

KUO-YUNG HSU
Taipei, Taiwan, Republic of China

DR. MARK MANSELL
Ocean Park, Washington, USA

DRAZEN MELCIC
Zagreb, Croatia

RYOZO NISHINA
Nagano, Japan

SUBHASH BABU PARVATHANENI
Vijayawada, India

NIELS SCHNECKER
Bucharest, Romania

GARY STEELE
Cleveland, North Carolina, USA

TOMOYUKI TANABU
Aomori, Japan

HROAR THORSEN
Larvik, Norway

MELISSA WASHBURN
Carlsbad, New Mexico, USA

DAVID W. WENTWORTH
Omaha, Nebraska, USA

SURAJ BAGLA
Kolkata, India

JIM BARBARE
Taylors, South Carolina, USA

DIANA M. CASTILLO
Miami, Florida, USA

GREGORY "GREG" K. CRAPO
Biloxi, Mississippi, USA

PEDRO CRISÓSTOMO
Castelo Branco, Portugal

KATHLEEN "KATHY" DORMAN
Rutland, Vermont, USA

DANIEL MARNEY ELKINS
Wilmington, Delaware, USA

PHILLIP JOHNSON
Colac, Victoria, Australia

DAE-YOUNG KIM
Donghae-si, Gangwon-do, Republic of Korea

RAJAN LAMSAL
Kathamandu, Nepal

ZIYU LIN
Shenzhen, China

ISAO MATUOKA
Kyoto, Japan

VINAY MITTAL
Ghaziabad, India

AMADO AMÍN SALEJ BANDA
Barranoa, Atlántico, Colombia

RIA W.J. SCHUTTE
Doesburg, the Netherlands

RAJINDER "PAPE" SEMBI
Kakamega, Kenya

S.T. SRINIVASAN
Trichirappali, India

ANDREJA STOJKOVSKI
Skopje, North Macedonia

国際本部事務局
300 W 22nd Street, Oak Brook, Illinois
60523-8842, USA
電話: (630) 571-5466

国際会則

第1条 名称

本協会の名称は、「The International Association of Lions Clubs (ライオンズクラブ国際協会)」である。

第2条 目的

本協会の目的は、次の通りである。

- (a) ライオンズクラブという奉仕クラブを結成し、認証状を交付し、監督する。
- (b) 各ライオンズクラブの活動を調整し、運営を標準化する。
- (c) 世界の人びとの間に相互理解の精神をつちかい発展させる。
- (d) よい施政とよい公民の原則を高揚する。
- (e) 地域社会の生活、文化、福祉、公德心の向上に積極的関心を示す。
- (f) 友情、親善、相互理解のきずなによってクラブ間の融和をはかる。
- (g) 一般に関心のあるすべての問題を自由に討論できる場を設ける。ただし、政党、宗派の問題をクラブ会員は討論してはならない。
- (h) 奉仕の心を持つ人びとが個人の経済的報酬なしに社会に奉仕するようはげまし、また、商業、工業、専門職業、公共事業および個人事業の能率化をはかり、道徳的水準をさらに高める。

第3条 メンバー

本協会のメンバーは、ここにある規定の下に正式に結成され認証されたライオンズクラブで構成される。

第4条 紋章、色、スローガン及びモットー

第1項。**紋章**。本協会及び正クラブの紋章は、下記の通りである。



第2項。**名称及び紋章の使用**。協会の名称、紋章、その他の標識の使用は、付則に随時定められる基準の通りである。

第3項。**色**。本協会及び正クラブの色は、紫色及び金色である。

第4項。**スローガン**。スローガンは、「Liberty, Intelligence, Our Nation's Safety (自由を守り、知性を重んじ、われわれの国の安全をはかる)」である。

第5項。**モットー**。モットーは、「We Serve (われわれは奉仕する)」である。

第5条 役員及び国際理事会

第1項。**役員**。本協会の役員は、会長、前会長、第一副会長、第二副会長、第三副会長(以上は執行役員である)、国際理事、地区ガバナー、運営役員、並びに国際理事会が指定するその他の役員である。

第2項。**会員としての要件／代議員となる資格**。運営役員を除く本協会の各役員は、正クラブのグッドスタンディングの正会員でなければならない。各役員は、役員であるが故に、国際大会並びに所属地区大会(単一、準、複合)の正規代議員となるが、そのような大会でのクラブ代議員の割当数には含まれない。

第3項。国際理事会の会則地域別構成及び選挙。国際理事会は、会長、前会長、第一、第二、及び第三副会長、並びに、下記の通りに選出される理事で構成される。

各偶数年に18人の理事、すなわち米国及びその領域、バミューダ、バハマ諸島のクラブから5人、南アメリカ、中央アメリカ、メキシコ、カリブ海諸島のクラブから1人、ヨーロッパのクラブから3人、東洋東南アジアのクラブから3人、インド、南アジア及び中東のクラブから4人、オーストラリア、ニュージーランド、パプア・ニューギニア、インドネシア及び南太平洋諸島のクラブから1人、アフリカのクラブから1人を選出するものとする。

各奇数年に17人の理事、すなわち米国及びその領域、バミューダ、バハマ諸島のクラブから6人、カナダのクラブから1人、南アメリカ、中央アメリカ、メキシコ、カリブ海諸島のクラブから1人、ヨーロッパのクラブから3人、東洋東南アジアのクラブから4人、インド、南アジア及び中東のクラブから2人を選出するものとする。

各偶数年に18人の理事、すなわち米国及びその領域、バミューダ、バハマ諸島のクラブから4人、南アメリカ、中央アメリカ、メキシコ、カリブ海諸島のクラブから2人、ヨーロッパのクラブから3人、東洋東南アジアのクラブから3人、インド、南アジア及び中東のクラブから4人、オーストラリア、ニュージーランド、パプア・ニューギニア、インドネシア及び南太平洋諸島のクラブから1人、アフリカのクラブから1人を選出するものとする。

各奇数年に18人の理事、すなわち米国及びその領域、バミューダ、バハマ諸島のクラブから5人、カナダのクラブから1人、南アメリカ、中央アメリカ、メキシコ、カリブ海諸島のクラブから1人、ヨーロッパのクラブから3人、東洋東南アジアのクラブから4人、インド、南アジア及び中東のクラブから4人を選出するものとする。

[上記は2027年7月1日施行]

第4項。選挙、役員の任期、 空席。

- (a) 執行役員及び国際理事は、本協会の年次大会で選出される。ただし、政府の規制または協会が抑制できないその他の外部事象により国際大会が開催できない場合には、執行役員および国際理事を選出するための代替手段が、国際理事会によって承認されることがある。それ以外は、選挙は、本会則及び付則の規定に従って行われるものとする。
- (b) 運営役員は、国際理事会から任命され、理事会の意向を受けて役を務める。
- (c) 地区ガバナーは、付則の規定通りに選出される。
- (d) 執行役員の任期は1年で、その当選が宣言された際に始まり、協会の次の大会で後継者の当選が宣言された際に終了する。
- (e) 地区ガバナーの任期は1年で、当選した年の協会の大会閉会時に始まり、協会の次の大会閉会時に終了する。
- (f) 国際理事の任期は2年で、本会則及び付則の規定に従って後継者が選挙され資格が認められるまでである。
- (g) 選挙されたか任命されたどの現職執行役員も、国際理事会の承認がある場合を除き、自身の後継者として立候補することはできない。
- (h) どの国際理事も地区ガバナーも、自身の後継者となることはできない。
- (i) この後に規定されていることを除き、いかなる役職に空席が生じた場合にも、残る任期について国際理事会がその空席を埋めることができる。
- (j) 死亡、辞任、任務遂行不可能な障害、又はその他いかなる理由でも、会長職に空席が生じた場合には、残る任期について国際理事会がその空席を埋めるまで、次席の副会長が会長代理としてその任務を果たし、会長と同じ権限を持つ。
- (k) 死亡、辞任、任務遂行不可能な障害、又はその他いかなる理由でも、副会長職に空席が生じた場合には、残る任期について国際理事会によりその空席が補充されるまで空席とする。但し、任命された副会長は、本会則及び付則に定められる方法で、その上位の全役職に選挙で選ばなければならない。任命された副会長がその上位の役職に立候補する際には、現在国際理事を務めているクラブ会員又は務めたことのあるクラブ会員は誰でも、同じく立候補することができる。

- (l) 前国際会長職に空席が生じた場合には、本協会の次の前国際会長によりその席が補充されるまで、空席とする。
- (m) 災害又は事故で理事会構成員の過半数又はそれ以上が致命傷を負ったり、職務遂行が不可能になった場合、残る理事会構成員は、定足数を満たすと満たさないにかかわらず、協会の次の年次選挙が行われるまで、国際理事会の業務履行の権限を与えられる。
- (n) 災害又は事故で理事会構成員の全員が致命傷を負ったり、その職務遂行が不可能になった場合には、その場合にのみ、最も近年に会長を務めた元国際会長が、残る任期についてすべての空席を埋める選挙を行うことを目的に、その10日以内に全元国際会長及び全元国際理事の会議を招集する。その会議は、招集後15日から20日の間に、国際本部で開かれる。この会議に出席するための妥当な費用は、協会の監査規定に従って協会から支払われる。
- (o) ここに定められていないような事情が生じた場合には、国際理事会が、残る任期についてその空席を埋めることができる。

第5項。理事会権限。

- (a) 本協会の権限は、明記されたもの及び示唆されたものの両方において、本協会の執行機関である国際理事会に帰属する。
- (b) 国際理事会は、
 - (1) 同理事会及び本協会のすべての役員及び委員会に対する管轄権、統制権、監督権を持つ。
 - (2) 本協会の業務、財産、資金を全般的に管理し統制する。
 - (3) 次期会計年度の収支予想額を示した予算案を作成させ、これを承認する。国際理事会全構成員の点呼投票による3分の2以上の賛成がなければ、予備金使用を必要としたり、その年度に不均衡な予算を出したり、次年度の収入又は予備金に響くような支出はできないし、認めることもできない。

第6項。**会議**。国際理事会の定例会議及び特別会議は、付則に従って招集され、開催される。

第7項。**投票権**。国際理事会の各メンバーには、理事会の決議が必要な事項について1票の投票権がある。

第8項。**報酬**。運営役員、及び国際理事会が指定する役員を除いて、すべての役員は無報酬で務める。但し、職務遂行又はそれに関連した妥当な経費は、理事会が定める監査規定に従って支払われる。

第9項。**解任**。選挙で選出された本協会のいかなる役員も、正当な理由があれば、国際理事会全構成員の3分の2以上の賛成投票によって解任できる。

第6条 国際大会 及び代議員

第1項。**開催日及び開催地**。本協会の大会は毎年、国際理事会が定める年月日に同理事会が定める場所で開催される。

第2項。**代議員数**。グッドスタンディングの各正クラブは、大会が開催される月の前月1日付の国際本部の記録に示された会員25人ごと及びその過半の端数について、代議員1人及び補欠1人を本協会のいかなる大会にも送る資格を持つ。但しグッドスタンディングの各正クラブは、少なくとも1人の代議員及び1人の補欠を出席させる権利を持つ。本項でいう過半の端数とは、13人以上のことである。代議員及び補欠の選任については、クラブ会長又は幹事又はその他資格のある役員が署名したか、そのようなクラブ役員が大会に出席していない場合には、クラブが所属する地区(単一又は準)の地区ガバナー又はガバナーエレクトが署名した代議員資格証明書をもって証明されなければならない。クラブは、大会議事規則によって定められた代議員資格証明締切り時までに滞納金を支払って、グッドスタンディングとなることができる。

本協会の各元会長は、各国際大会及び所属地区大会(単一、準、複合)において、完全な代議員権を持つ。国際理事会は、年次国際大会及び所属地区大会(単一、準、複合)に出席する元国際会長の妥当な経費を、現行の監査規定に従って支払うことを承認する。

本協会の各元国際理事は、各国際大会及び所属地区大会(単一、準、複合)において、完全な代議員権を持つ。

これら元国際会長も元国際理事も、所属クラブの大会代議員の割当数には含まれない。

国際理事会の常設委員会のアポインティを務めている各元地区ガバナー及び元協議会議長、並びにLCIF執行委員会のアポインティを務めている会員は、その任期中に開催される国際大会において代議員権を持つ。この場合、その元地区ガバナーまたは元協議会議長は、その国際大会に限り所属クラブの代議員の割当数に含まれない。

本協会の各協議会議長は、在職中に開催される国際大会において、完全な代議員権を持つ。この場合、その協議会議長は、その国際大会に限り所属クラブの代議員の割当数には含まれない。

第3項。代議員の投票。資格を証明され出席している代議員は、大会で選ばれる各役員につき1票を、また大会に提出された各議題につき1票を、いずれも本人の意思に基づいて投ずる権利を持つ。

第4項。定足数。資格を証明されて出席している代議員の数が、どの総会でも定足数である。

第5項。代理投票。代理投票は、クラブ、地区(単一、準、複合)、並びに協会において厳格に禁止される。

第7条 地区組織

ライオンズクラブが結成された地域を、付則で定められる通りの地区及び行政組織単位に分割する。

第8条 クラブ

第1項。**クラブ認証**。ここに他の規定がある場合を除き、国際理事会は、同理事会が定める規則及び規定の下にすべてのクラブを組織し認証する権限と権威を持つ。

本会則及び付則並びに国際理事会が随時設ける方針に従うことを条件に、すべてのクラブには自治権がある。

ライオンズクラブは、国際理事会が随時定める手順に従って認証状が正式に交付された際に、結成されたとみなされる。ライオンズクラブが認証状を受領することは、本協会会則及び付則を受け入れそれに従うことに同意したことを意味すると共に、協会が法人組織化された州で有効となっている法律に基づき、本会則及び付則によって解釈され統制される関係を、本協会との間に結ぶことを受け入れたことを意味する。

第2項。**クラブ会員となる資格**。善良な徳性の持主で、地域社会において声望のある成人だけが、正式に認められたライオンズクラブの会員となることができる。入会は、招請のみによる。

第9条 改正

第1項。**改正手順**。本会則は、国際大会においてのみ、その年次大会で会則及び付則委員会から提出された改正案が、同大会で投票した資格証明済み代議員の3分の2の賛成投票で採決された場合、改正される。改正案は、下記二つの方法の一つで承認されない限り、大会に提出されない。

- (a) 国際理事会が承認した。又は、
- (b) 投票用紙に載せるために改正案が国際理事会に提出される会計年度7月1日現在の国際協会クラブ会員数合計の51%以上の会員を代表する単一及び(又は)複合地区の大会決議で採用された。

第2項。**通知**。改正案はいずれも、改正案の投票が行われる大会の少なくとも30日前に、ライオン誌又は本協会の他の公式出版物に掲載されなければならない。

付則

第1条 名称及び紋章

いかなるライオンズクラブ、ライオンズクラブ会員、ライオンズ地区(単一、準、複合)も、あるいはライオンズクラブ、ライオンズクラブ会員、又はライオンズ地区が組織又は管理しているいかなる組織(法的、自然、その他一切)も、会則の規定又は国際理事会の方針で明確に認められている目的を除き、いかなる目的のためにも、本協会及びその正ライオンズクラブの名称、紋章、その他の標識を使用、発行、又は配布してはならない。又その他の個人又は組織(法的、自然、その他一切)も、国際理事会が要求する通りの文書による同意と認可なしには、本協会及びその正ライオンズクラブの名称、紋章、その他の標識を使用してはならない。

第2条 国際理事会選挙

第1項。**国際大会における選挙**。協会の会長、第一副会長、第二副会長、第三副会長、並びに全理事は、年次国際大会において無記名投票で選出される。国際大会が開かれる地区(単一、準、複合)内のクラブ会員は、会長、第一副会長、及び第二副会長の役職を除き、役員職に選ばれることはできない。

第2項。**第三副会長立候補の資格**。

- (a) 国際第三副会長候補者は、
 - (1) グッドスタンディングのクラブのグッドスタンディングの正会員であり、
 - (2) 選挙又は任命により国際理事としての任期を満了したか満了を控えている者で、

- (3) 本付則又は会則の規定通りに、所属地区(単一、準、複合)の推薦証明を得た者でなければならない。この推薦証明は、同候補者が第三副会長に選出された場合には、本協会の更に上位の役職に就く場合の推薦証明ともみなされる。
- (b) 本付則又は会則の規定に従って補充される役職に空席が生じた場合を除き、第三副会長を務めたクラブ会員のみを第二副会長に、第二副会長を務めたクラブ会員のみを第一副会長に、第二及び第一副会長を務めたクラブ会員のみを国際会長に選出することができる。本付則又は会則の規定に従って補充される会長又は副会長職に空席が生じた場合には、現在国際理事を務めているか又は務めたことのあるクラブ会員を、その空席補充のために任命することができる。

第3項。国際理事立候補の資格。国際理事の候補者は、

- (a) グッドスタンディングのライオンズクラブのグッドスタンディングの正会員であり、
- (b) (1) 本協会の正地区の地区ガバナーを全期又は過半の期間務めたか、務め終えようとしている者であるか、又は
(2) (1) 任期中又はその後にグッドスタンディングのクラブ数が20に達したか又は正地区に昇格した暫定地区、あるいは
(2) 10年間以上暫定地区である暫定地区において、地区ガバナー又は暫定地区ガバナーを全期又は過半の期間務めた者で、
- (c) 本付則又は会則の規定通りに、所属地区(単一、準、複合)の推薦証明を得た者でなければならない。

第4項。候補者推薦及び推薦証明。

- (a) 空席が生じて本付則又は会則の規定の下に役職が補充される場合(この場合の立候補には推薦も推薦証明も必要としない)を除き、それぞれ該当する単一地区キャビネットあるいは準地区キャビネット及び複合地区協議会の議長及び幹事は、国際本部から提供される用紙を使って、地区ガバナー以外のすべての国際役員候補者の推薦を証明しなければならない。この推薦証明書は、国際理事候補者の場合には、推薦された候補者に対して投票が行われる国際大会開催日の60日前までに、第三副会長候補者の場合には90日前までに、国際本部に到着していなければならない。ファックス又は電子メールで推薦証明を通知することができるが、ファックス又は電子メール送信後3日以内に推薦証明書を送付して、証明を確認しなければならない。そのような推薦証明書が提出され国際本部で受領されない限り、推薦は有効にならない。どの推薦も、本付則又は会則の下にその会員が他の条件でも選出される資格を持つ、その推薦に続く3回の国際大会のためだけに有効である。推薦が有効である期間、(i) 推薦撤回はできないし、(ii) 他の推薦は無効であり、(iii) 死亡、資格喪失、立候補取消しが起こった場合には推薦決議は無効になる。推薦の有効期間中には、これ以上の推薦証明は必要ではない。すべての推薦は、1回目か2回目を問わず、国際役員立候補の意志を公表する時期及び方法が単一地区又は複合地区の会則及び付則に定められていれば、それに従っていなければならない。複合地区大会で推薦を求める候補者はいかなる者も、まず候補者が所属する準地区の推薦を確保しなければならない。
- (b) 推薦証明書には一つの役職を明記しなければならない。いかなる候補者も、その推薦証明書が指定する役職以外の役職に立候補することはできない。いかなる地区(単一、準、及び複合)においても、国際理事会の複数の役職に対する推薦が同時に存在することがあってはならない。

- (c) 国際理事候補者の推薦は、候補者が他の条件において選出される資格を保持している限り、推薦に続く大会3回の間有効である。その最初の推薦有効期間中に選出されなかった候補者は、その後3年の期間を空けなければ再度推薦を求めることはできない。国際第三副会長候補者の推薦は、候補者が他の条件において選出される資格を保持している限り、推薦に続く大会3回の間有効であり、連続して2度の推薦が認められる。この有効期間中に選出されなかった候補者は、その後3年の期間を空けなければ再度推薦を求めることはできない。

第5項。代表権。

- (a) アメリカ合衆国及びカナダにクラブがある地区(単一、準、複合)から1人の理事を選出することができる。この場合候補者の選択により、アメリカ合衆国から出る理事のうちの1人又はカナダからの1人の理事とみなされる。この選択については、推薦された候補者に対して投票が行われる国際大会開会日の60日前までに推薦証明書を国際本部に提出しなければならないという本付則又は会則に従って推薦証明書を提出する時までに文書で国際本部に表明しなければならない、それが投票用紙に記載される。
- (b) 同一の単一地区又は複合地区の2人以上のクラブ会員が、同時に国際理事を務めることはできない。理事が選出された地区以外の地区に移住した場合には、その次の年次大会の閉会時をもって任期は終わり、その大会で後任者が選出される。
- (c) 会長又は副会長は、会則に定められる同じ地域から同時に選ばれて役を務めることができるが、同じ単一地区又は複合地区からはできない。

第6項。**国際指名委員会**。会長は、各年次大会の際または大会前180日以内に、9人の代議員から成る指名委員会を任命する。そのうちいずれも、本協会の役員であってはならないし、2人以上が同一の単一地区又は複合地区のクラブ会員であってはならない。会長はまた、大会で選挙を行うための日時を定めなければならない。指名委員会は、

- (a) 適切な推薦証明書が本協会の法律部々長に対して提出され、同部長がその形式について承認した候補者全員の氏名を文書で受け取ると共に、いかなる抗議についても決断を下す。
- (b) 投票用紙に印刷する氏名の順序を決める。
- (c) 満たすべき役職のために、有資格の候補者全員の氏名を、大会総会で指名する。

選挙は、印刷された投票用紙を用いて無記名投票で行われるか、又は国際理事会が定める他の無記名投票の方法で行われる。当選するには最高数の得票が必要である。いかなる役職についても同数得票の場合は、現職の理事会がそのうちの1人を選出する。

国際大会では、代議員及び補欠代議員が資格証明を受けることができる。又、代議員、補欠代議員、あるいはその他誰でも、登録し、国際理事会が定める登録費を払った後にのみ、大会のあらゆる会議や行事に参加することができる。

第3条 役員の任務

第1項。**会長**。会長は、本協会のすべての大会及びすべての国際理事会会議で議長を務める。協会の業務及び活動を監督し、その役職に通常関連するその他の任務を遂行する。

第2項。**副会長**。何かの理由で会長が任務を遂行できない場合、次席の副会長は会長の職務を果たし、会長と同等の権限を持つ。

第3項。**運営役員**。国際理事会が指定した運営役員の任務は、国際理事会の決議でそれぞれの役員に割当てられた業務である。

第4条 国際理事会の委員会

第1項。**常設委員会**。会長は、国際理事会の承認を得て、3人以上の構成員、但し長期計画委員会の場合には8人以下の構成員から成る下記の常設委員会を任命する。各委員会は、国際理事会の定例会議において報告しなければならない。

- (a) 監査
- (b) 会則及び付則
- (c) 大会
- (d) 地区及びクラブ・サービス
- (e) 財務及び本部運営
- (f) リーダーシップ開発
- (g) 長期計画
- (h) 会員増強
- (i) マーケティング
- (j) 奉仕事業
- (k) テクノロジー
- (l) 協会の運営に必要と考えられるその他の委員会

第2項。**資格証明、議事規則、決議、選挙**。各年次大会の際または大会前180日以内に会長は、それぞれ5人又はそれ以上の構成員から成り、同大会で任務を果たす資格証明委員会、決議委員会、並びに選挙委員会を任命する。会長は、同大会の60日以前に、5人又はそれ以上の構成員から成り、同大会で任務を果たす議事規則委員会を任命する。

第3項。**特別委員会**。会長は、国際理事会又は執行委員会の承認の下に、会長又は国際理事会が必要と考える特別委員会を随時任命することができる。但し、国際理事会又は執行委員会の承認がなければ、特別委員会の経費は支払われない。

第4項。**委員長、欠員**。会長は、国際理事会又は執行委員会の承認の下に、任命した各委員会の委員長を指名し、どの委員会のどの欠員も補充する権限を持つ。

第5項。**任命の制限**。どの委員会の委員に関しても、本付則又は会則で認められている任命権を行使するにあたり、会長は元国際役員を委員に任命することができるが、いかなる場合にも、委員に任命される元国際役員の合計数は1会計年度において6人を超えてはならない。但しこの任命制限は、前国際会長にも本付則又は会則の下に行われる任命にも適用されない。元国際役員の委員としての任期は1年間のみであるが、後任の会長は、上記の合計数制限を超えない限り、いかなる元国際役員も、委員に再任命することができる。任命される委員のうち少なくとも1人は、国際会長の所属クラブが存在する会則地域以外のクラブの会員でなければならない。

どの委員会の委員に関しても、本付則又は会則で認められている任命権を行使するにあたり、会長は元国際役員を委員に任命することができるが、いかなる場合にも、委員に任命される元国際役員の合計数は1会計年度において5人を超えてはならない。但しこの任命制限は、前国際会長にも本付則又は会則の下に行われる任命にも適用されない。元国際役員の委員としての任期は1年間のみであるが、後任の会長は、上記の合計数制限を超えない限り、いかなる元国際役員も、委員に再任命することができる。任命される委員のうち少なくとも1人は、国際会長の所属クラブが存在する会則地域以外のクラブの会員でなければならない。

[上記は2028年7月1日施行]

第5条 国際理事会会議

第1項。**定例会議**。国際理事会の定例会議は、年次国際大会閉会後直ちにその開催地で開かれる。さらに、10月又は11月及び3月又は4月に定例会議が開かれる。10月又は11月及び3月又は4月の定例会議は、会長が決める日時に会長が決める場所で開催される。最後の定例会議は、国際大会開催地で開かれるが、大会開会までには閉会する。

第2項。**特別会議**。会長は、会長が決める日時に会長が決める場所で、国際理事会の特別会議を招集することができる。又会長は、5人の理事から文書(手紙、電子メール、ファックス、又は電報を含む)による要請があった時は、会長が決める日時に会長が決める場所で、これを招集しなければならない。この場合、要請を全部受領してから10日以内に招集し、20日以内に会議を開かなければならない。国際大会で招集された場合を除き、日時、場所、及び会議の目的を明記した文書による特別会議通知を、国際本部は理事会の各構成員に送らなければならない。

第3項。**郵便による業務処理**。国際理事会は郵便(手紙、電子メール、ファックス、又は電報を含む)によって業務を処理することができる。ただしその処理は、決議案に対して理事会全構成員の4分の3の文書による承認がなければ有効とならない。会長又は5人の理事会構成員が、このような処理を提案できるが、その際の投票は、最初の郵送から30日以内に国際本部に届かなければ有効とはならない。郵送は、最も速やかな方法で行われる。

第4項。**定足数**。本付則又は会則に他の規定がある場合を除き、国際理事会の過半数が、そのいかなる会議においても定足数である。

第5項。**執行委員会**。国際会長、前国際会長、各副会長、並びに国際理事会の承認を得て会長が任命した1人の理事会構成員が、同理事会の執行委員会である。執行委員会は、同理事会構成員が1カ所に集まっていないか会議を開いていない時にのみ、理事会のため又理事会に代わって職務を遂行することができる。執行委員会は、理事会の決定を変更、修正、又は破棄してはならない。

執行委員会の定足数は、そのいかなる会議においてもメンバー4人の出席をもって定足数とし、かかるメンバーの過半数による決定を、同委員会の決定とする。同委員会は電話による審議で業務を処理することができるが、4人がそれに参加しなければならない。参加した者の過半数の決定が執行委員会の決定となる。ただし地区ガバナー職の空席補充に関しては、同委員会は、国際理事会の業務処理に関する上記規定通りに郵便で処理することができる。ただし4人の委員会メンバーがこれに参加することを条件とし、参加メンバーの過半数の投票が、委員会の決定とみなされる。

第6条 年次国際大会

第1項。**大会に対する国際理事会の権限**。本会則及び付則に他の規定がある場合を除き、国際大会のすべての段階が、国際理事会の管轄、統制、監督の下におかれる。

第2項。**公式通達**。会長又はその代理人は、大会開催のために決まっている年月日の前の5日以上かつ60日以内に、大会の場所及び日時を明記して、文書による国際大会公式通達を交付し、その年月日を本協会の公式機関誌にも掲載しなければならない。

第3項。**大会役員**。本協会の会長、第一、第二、及び第三副会長、幹事、並びに会計は、国際大会の役員になる。会長は国際理事会の承認を得て、国際大会のために必要な他の役員を任命することができる。

第4項。**地区ガバナーによる会議出席経費**。監査規定に従って国際理事会は、ガバナー・スクール出席のために適当と認める場合、地区ガバナー(選出又は任命された)の妥当な経費支払いを承認することができる。

第7条 国際会計

第1項。会計監査。

- (a) 国際理事会は、本協会の諸帳簿及び諸勘定に関して公認会計士による年次会計監査の手配をする。
- (b) 国際理事会は毎年、財務報告書要約を作らせ、要請を受けた際にどのクラブにも提供する。
- (c) 本協会の会計年度は、7月1日から6月30日までである。

第2項。凍結資金。本会則及び付則の規定のいかんにかかわらず、12カ月以上継続して、理事会が決めた通貨への協会資金振替送金が国又は領域において拘束された場合、国際理事会はその全構成員の3分の2の賛成点呼投票によって、その国又は領域の会員、クラブ、及び地区に対して、本会則及び付則が与える権利と特典の全部又は一部を停止する権限を持つ。この停止は、協会資金送金が拘束されている限り、又は上記と同じ投票による理事会決議で停止が解除されるまで続けられる。

第8条 地区機構

第1項。地区編成の管轄。地理的領域を、国際理事会が定める地区（単一、準、及び複合）行政組織単位に分割する。

第2項。地区の最低条件。国際理事会の3分の2の投票で他に承認されない限り、地区は編成の際に、35のグッドスタンディングのクラブ並びに合計少なくとも1,250人のグッドスタンディングのライオンズクラブ会員で構成されていなければならない。

第3項。地区再編成。複合地区となることを希望するすべての単一地区、もしくは、一つまたはそれ以上の準地区を追加すること、あるいは一つまたはそれ以上の既存の準地区に何らかの変更を加えることを希望するすべての複合地区は、それぞれ35クラブ及び1,250人の会員を有する単一地区または準地区と複合地区の大会で過半数の票により承認され

た地区再編成案を、国際理事会に提出する。一つまたはそれ以上の準地区の整理統合を希望するすべての複合地区は、その影響を受ける会員数1,000人以上の地区、または会員数1,000人未満で過去2年間の平均純増率が1%の地区、および複合地区の大会において、過半数の票により承認された地区再編成案を国際理事会に提出する。

各地区再編成案は、各予定準地区が少なくとも35のライオンズクラブ及び合計1,250人以上のグッドスタンディングの会員を有することを条件に、国際理事会によって考慮される。ただし、複合地区内の準地区数を減少させる場合はこの限りではない。理事会は、再編成案の承認を検討するに当たって、その他妥当と思われる要素を勘案することができ、また、クラブ数及び(又は)会員数の追加を要求することができる。

国際理事会が再編成案を承認した場合、再編成は、承認日の次に開かれる年次国際大会の閉会時をもって有効となる。ただし、それぞれの予定準地区に所属するクラブの代議員は、理事会の承認の後、年次国際大会に先立って開かれる地区(単一、準、複合)大会の際に会合を開き、その会合において地区ガバナーを選出する。その際、会則及び付則を採用することもできる。既存準地区が大幅に変わった場合、その準地区を構成する各クラブの代議員は、複合地区大会に出席している登録済み同準地区内クラブ代議員の会合で地区ガバナーを選出することができる。

第4項。ガバナー協議会。ここで規定されている場合を除き、準地区の地区ガバナーは複合地区のガバナー協議会を構成する。ガバナー協議会にはさらに、協議会議長を務める現又は元地区ガバナーを1人含めるものとする。また、複合地区会則及び付則の規定によって、1人又はそれ以上の前地区ガバナーを加えることができるが、協議会議長を含む元地区ガバナーの合計数は、地区ガバナー総数の2分の1を超えてはならない。協議会議長を含む、協議会の各構成員は、協議会の決断を必要とする各事柄に対して、1票の投票権を有する。各複合地区の協議会には、国際協会の現及び元会長、副会長、現及び元理事を投票権のない顧問として加えるこ

とができる。複合地区会則及び付則の規定に従って選任又は選出される協議会議長は、その役職に就任する時点で、現又は元地区ガバナーになっていなければならない。協議会議長は1年任期を1期のみ務めるものとし、この役職を再び務めることはできない。

第5項。複合地区ガバナー協議会の権限。会則及び付則の規定、並びに国際理事会の方針に従って、各ガバナー協議会は、それぞれの複合地区会則に定められる通りに、複合地区の運営をすべて管理し、役員を選び、会議を開き、資金を管理運用し、支払を承認し、その他の運営権限を行使する。

第6項。解任。ガバナー協議会の過半数の要請により、協議会議長解任を目的とした協議会特別会議を招集することができる。協議会議長の選出方法にかかわらず、正当な理由があれば、ガバナー協議会の全構成員の3分の2の賛成投票により、協議会議長を解任することができる。

第7項。地区キャビネット。各単一地区及び準地区は、議長としての地区ガバナー、第一及び第二副地区ガバナー（いずれも同一クラブに属さないこと）、前地区ガバナー、並びにそれぞれ単一、暫定、又は複合地区会則の規定で定められる手順で選出又は任命されるリジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソン、キャビネット幹事及びキャビネット会計又は幹事兼会計、その他地区（単一、準、複合）会則及び付則で規定されるクラブ会員で構成される地区ガバナー・キャビネットを設ける。ただし各地区のガバナーは、自分の任期中にリジョン・チェアパーソンの役職を活用するかどうか定める権限を持つ。活用されなかった場合には、リジョン・チェアパーソン職はその地区ガバナーの任期中、空席となる。それぞれの地区（単一、準、複合）は、その会則及び付則の中に、選出される第一及び第二副地区ガバナーの規定を加えなければならない。各職責は国際理事会によって定められる。所属クラブが存在するリジョン又はゾーンのクラブ会員だけが、そのリジョン・チェアパーソン又はゾーン・チェアパーソンとして選出又は任命されるものとする。

第8項。**キャビネット会議**。地区キャビネットの会議は、それぞれの会則で定められる規則に基づいて開かれる。これらの会議では、地区ガバナー、前地区ガバナー、第一及び第二副地区ガバナー、地区ガバナーの任期中にリジョン・チェアパーソン職が活用された場合にはリジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソン、キャビネット幹事及びキャビネット会計(又は幹事兼会計)に投票権が与えられ、地区(単一、準、複合)会則及び付則が定める他の構成員に投票権を与えることもできる。

第9条 地区大会及び選挙

第1項。**地区(単一、準、複合)大会**。各単一地区及び準地区は、年次国際大会開会日の30日以前に完了するよう、年次大会を開かなければならない。各複合地区は、年次国際大会開会日の15日以前に完了するよう、年次大会を開かなければならない。各単一地区及び準地区は、本付則又は会則に定められる通りに地区ガバナーを選出しなければならない。複合地区大会で準地区代議員の会合が開かれた場合には、本項の他の規定に沿っていれば、それを準地区大会とみなすことができる。各大会の開催日及び開催地は、それぞれ単一地区、準地区、並びに複合地区の会則の規定に従って決められる。

第2項。**地区大会の権限**。地区大会(単一、準、複合)は、本協会の会則及び付則に沿っている限り、あらゆる事項について適切な決断を下すことができ、単一地区及び複合地区の大会で国際協会への提案事項を決議することができる。

第3項。**クラブ代議員方式**。協会及び地区(単一、準、複合)においてグッドスタンディングである各正クラブは、大会が開かれる月の前月1日付国際本部の記録に基づき少なくとも1年と1日クラブに在籍している会員10人ごと及びその過半の端数について、代議員1人及び補欠1人を地区大会(単一、準、複合)に出席させることができる。ただし各クラブは、少なくとも1人の代議員及び1人の補欠を出席させる権利を持つ。さらに各地区(単一、準、複合)は、それぞれの地区会則及び付則に規定を明記することにより、上記クラブ代議員割当て数とは別に、地区

内のグッドスタンディングのクラブに所属する各元地区ガバナーに代議員としての資格を与えることができる。資格を証明され出席している代議員は、その大会で選ばれる各役員につき1票を、またその大会に提出された各議題につき1票を、いずれも本人の意思に基づいて投ずる権利を持つ。本項で言う過半の端数とは、5人以上のことである。新しく結成されたクラブ及び大会開会前に新会員を加えたクラブのためには、国際本部で記録された日に少なくとも1年と1日クラブに在籍していた会員数に基づいて、代議員の数が定められる。クラブは、それぞれの大会の議事規則によって定められた代議員資格証明締切り時の15日前までに滞納金を支払って、グッドスタンディングになることができる。

第4項。地区ガバナー立候補の資格。地区ガバナーの候補者は、

- (a) 所属単一又は準地区内のグッドスタンディングの正ライオンズクラブにおけるグッドスタンディングの正会員であり、
- (b) 所属クラブの推薦、あるいは所属単一地区又は準地区内過半数のクラブの推薦を受け、
- (c) 現在、所属地区の第一副地区ガバナーを務めている者でなければならない。
- (d) 現第一副地区ガバナーが地区ガバナーに立候補しない場合にのみ、あるいは地区大会の際に第一副地区ガバナー職が空席である場合にのみ、本付則又は会則に定められている通りに第二副地区ガバナーの条件を満たしており、現在地区キャビネット構成員として追加に1年務めているか既に務めたクラブ会員は誰でも、上記(c)項の条件を満たしている。

第5項。地区の立候補手続き条件。国際役員立候補表明の時期と方法に関する手続き、並びに候補者推薦に必要な投票数については、それぞれの単一地区又は複合地区の会則及び付則で決めることができるが、国際役員候補者のために本会則で規定されている以外の条件を加えてはならない。又ここでいう手続きには、協会の各年度内に満たすことのできない条件を含んではならない。

第6項。地区ガバナー/第一及び第二副地区ガバナー選挙手順。

- (a) **地区ガバナー。**地区ガバナー選挙は、投票用紙を使って無記名投票で行われなければならない。地区ガバナー候補者がその選挙で当選したと宣言されるには、出席して投票した代議員の過半数の賛成投票を得なければならない。過半数というのは、白紙及び棄権を除く有効な投票合計数の半分以上の数を意味する。
- その他の手順等に関しては、その地区(単一、準、及び複合)の会則及び付則の規定に従って行われるものとする。各地区ガバナー選挙の結果については、その地区の現職地区ガバナー及び(又は)国際協会駐在員が国際本部に報告する。報告された選挙結果は、国際理事会に提出される。すべての地区ガバナー選挙結果は、理事会方針書に定められる国際理事会の規定に従って抗議が提出されるか又は法的行為が取られた場合を除き、国際理事会で採択され、有効となる。抗議又は法的行為があった場合、地区ガバナーの任命又は選挙は国際理事会の決議次第となる。
- 地区が有資格の地区ガバナーを選出しなかった場合、または選出された地区ガバナーエレクトがその任期開始前に死亡するか就任を拒絶したか、あるいは病気その他の理由のため就任が不可能であると国際理事会がみなした場合、あるいは地区ガバナー選挙に対する抗議又は法的行為のために空席が生じた場合には、本付則又は会則に定められる時期及び手順に準じて、同項に定められる任期のために、国際理事会が地区ガバナーを任命することができる。
- (b) **第一副地区ガバナー。**第一副地区ガバナー選挙は、投票用紙を使って無記名投票

で行われなければならない。第一副地区ガバナー候補者がその選挙で当選したと宣言されるには、出席して投票した代議員の過半数の賛成投票を得なければならない。過半数というのは、白紙及び棄権を除く有効な投票合計数の半分以上の数を意味する。第一副地区ガバナーの任期は1年で、当選した年の協会の大会閉会時に始まり、協会の次の大会閉会時に終了するものとし、どの第一副地区ガバナーも自身の後継者となることはできない。その他の手順等に関しては、その地区(単一、準、及び複合)の会則及び付則の規定に従って行われるものとする。各第一副地区ガバナー選挙の結果については、その地区の現職地区ガバナー及び(又は)国際協会駐在員が国際本部に報告する。

第一副地区ガバナー候補者は、

- (1) 所属単一又は準地区内のグッドスタンディングの正ライオンズクラブにおけるグッドスタンディングの正会員であり、
- (2) 所属クラブの推薦、あるいは所属単一又は準地区内過半数のクラブの推薦を受け、
- (3) 現在、所属地区の第二副地区ガバナーを務めている者でなければならない。
- (4) 現職の第二副地区ガバナーが第一副地区ガバナーに立候補しない場合にのみ、あるいは地区大会の際に第二副地区ガバナー職が空席である場合にのみ、本付則又は会則に定められている通りに第二副地区ガバナーの条件を満たしているクラブ会員は誰でも上記(3)項の条件を満たしているものとする。

- (c) **第二副地区ガバナー。**第二副地区ガバナー選挙は無記名投票で行われなければならない。第二副地区ガバナー候補者がその選挙で当選したと宣言されるには、出席して投票した代議員の過半数の賛成投票を得なければならない。過半数というのは、白紙及び棄権を除く有効な投票合計数の半分以上の数を意味する。第二副地区ガバナーの任期は1年で、当選した年の協会の大大会閉会時に始まり、協会の次の大大会閉会時に終了するものとし、どの第二副地区ガバナーも自身の後継者となることはできない。その他の手順等に関しては、その地区(単一、準及び複合)の会則及び付則の規定に従って行われるものとする。各第二副地区ガバナー選挙の結果については、その地区の現職地区ガバナー及び(又は)国際協会駐在員が国際本部に報告する。

第二副地区ガバナー候補者は、

- (1) 所属単一又は準地区内のグッドスタンディングの正ライオンズクラブにおけるグッドスタンディングの正会員であり、
- (2) 所属クラブの推薦、あるいは所属単一又は準地区内過半数のクラブの推薦を受け、
- (3) 第二副地区ガバナー就任の時点で、
 - (a) クラブ会長を全期又は過半の期間、そして理事会構成員として更に2年以上務め、かつ
 - (b) ゾーン・チェアパーソン、リジョン・チェアパーソン、地区グローバル・エクステンション・チーム・コーディネーター、地区グローバル指導力育成チーム・コーディネーター、地区グローバル会員増強チーム・コーディネーター、地区グローバル奉仕チーム・コーディネーター、地区LCIFコーディネーター、あるいはキャビネット幹事及び(又は)会計として全期又は過半の期間務めた者でなければならない。

- (c) 上記のいずれも、同時に達成させることはできない。
- (4) 地区ガバナーとして全期または過半の期間務めていない。
- (d) **地区ガバナー／第一又は第二副地区ガバナー空席。**本付則又は会則のもとに地区ガバナー職に空席が生じた場合には、本項(e)に規定される通り、残る任期について国際理事会がその空席を埋めるまで、第一副地区ガバナーが地区ガバナー代理として地区ガバナーと同じ任務を果たし、同じ権限を持つ。第一又は第二副地区ガバナー職に空席が生じた場合には、地区(単一、準、複合)の会則及び付則に従って補充される。
- (e) **地区ガバナー空席補充手順。**国際理事会は、選出された地区ガバナーが会則の下に就任する時に先立って、地区ガバナーを任命することができ、その場合に被任命者は、選出されたと同様に扱われ、通常の監査規定が適用される。この任命を行うにあたり、また本付則又は会則の下に地区ガバナー職の空席を埋めるにあたり、国際理事会は、地区ガバナー、前地区ガバナー、第一及び第二副地区ガバナーのほか、地区内のグッドスタンディング・ライオンズクラブのグッドスタンディング会員である元国際会長、元国際理事、並びに元地区ガバナーの全員が出席の案内を受けた会議で採決された推薦があれば、それに拘束されないが、考慮する。この会議は、国際理事会の通達を受けてから15日以内に開かれる。前地区ガバナー、ただし不可能な場合には任務遂行可能な最も近年の元地区ガバナーが、同会議出席の案内をその会議の15日前までに出し、議長として同会議を主宰する。議長は、会議の結果を7日以内に国際理事会に報告すると共に、会議の案内を出した証拠と出席者の記録を提出する。会議出席の案内を受ける資格を持ち、会議に出席した会員は、地区ガバナー

職への任命を受ける候補者となる1人のライオンに1票を投じることができる。

- (f) **新地区の地区ガバナー選挙。**地区が初めて編成された場合、必要な最低限のグッドスタンディングのクラブ数及び会員数に達した後の最初の地区大会で、地区は地区ガバナーを選出することができる。ただし、本付則で定められる地区ガバナー候補者の資格は、そのような地区が設立されてから3年以上経つまで適用されず、正地区になる前の地区のキャビネット構成員を務めたことを、その資格の一部とみなすことができる。

第7項。**同数得票。**地区ガバナー又は第一及び第二副地区ガバナーの選挙で同数得票となり、その地区会則及び付則に他の規定がない場合には、標準地区会則及び付則の中にある方法で解決する。

第8項。**地区大会報告。**各単一、準、複合の地区大会閉会後60日以内に、それぞれの大会幹事は、大会議事録を国際本部及び地区ガバナーに1部ずつ提出しなければならない。地区内のクラブから文書で要請があった場合には、そのクラブにこれを交付しなければならない。会計年度終了後60日以内に、その時点における地区キャビネット幹事兼会計又は協議会幹事のいずれか該当者は、終了した会計年度の地区(単一、準、複合)の分類別収支明細書を、国際本部、地区ガバナー、並びに各地区(単一、準、複合)内のクラブ幹事に1部ずつ送らなければならない。

第10条 地区役員の任務

第1項。**複合地区協議会議長**。複合地区協議会議長は、複合地区の管理運営促進者である。いかなる行為も、複合地区ガバナー協議会の権限、指示、監督に基づくものとする。

ガバナー協議会との協力の下に協議会議長は下記を行う。

- (a) 本協会の目的を推進する。
- (b) 国際及び複合地区の方針、プログラム、イベントに関する情報伝達を支援する。
- (c) ガバナー協議会が設定した複合地区の目標及び長期計画を文書として記録し、それを入手できるようにする。
- (d) 会議を開催し、協議会会議でのディスカッションを円滑に進める。
- (e) 複合地区大会を円滑に運営する。
- (f) 地区ガバナー間の和と結束を作り出し深めることを目的として、国際理事会又はガバナー協議会によって始められた取り組みを支援する。
- (g) 報告書を提出し複合地区会則及び付則で定められる任務を遂行する。
- (h) 複合地区ガバナー協議会から割当てられる他の管理運営の任務を果たす。
- (i) 任務終了時には、複合地区の口座、資金、記録の一切が後継者に速やかに引き渡されるように計らう。

第2項。**地区役員**。次の者が地区役員となる。

- (a) **地区ガバナー**。本協会の国際役員として、又国際理事会の全般的監督のもとに、所属地区において国際協会を代表する。さらに、地区における最高運営責任者として、地区キャビネットを直接指導監督する。具体的な任務は次のとおりである。
 - (1) 地区における会員増加につながるよう、本協会の目的を推進する。
 - (2) 地区レベルのグローバル・アクション・チームを監督すると共に、他の地区役員に対し、会員増強及び新クラブ結成を積極的に支援するよう働きかける。
 - (3) 以下の分野における各地区目標の達成に焦点を当て、それに向けて取り組むための現行の地区行動計画を監督する。
 - a. 新クラブを結成する。
 - b. 会員純増を達成する。
 - c. 効果的なクラブ運営を徹底する。
 - d. クラブレベルと地区レベルでリーダー育成と技能開発を提供する。
 - e. 有意義な人道支援奉仕を実施し報告するよう各クラブに奨励する。
 - f. ライオンズクラブ国際財団を支援・推進し、ライオンズクラブ国際財団へのクラブと会員による寄付を奨励する。
 - (4) 標準版地区付則に定められる通りに地区の運営管理を監督する。
 - (5) 各クラブが、国際会則及び付則に従って運営し、会員維持率を向上するアクティビティを支援し、協会におけるグッドスタンディングを保つよう、指導する。
 - (6) 地区大会、キャビネット会議及び地区のその他会議に出席した場合には、その議長を務める。
 - (7) 国際理事会が要請するその他任務を遂行する。

- (b) **第一副地区ガバナー**。第一副地区ガバナーは、地区ガバナーの指導監督のもとに、地区ガバナーの最高運営補佐役を務める。具体的な任務は次のとおりである。
- (1) 地区における会員増加につながるよう、本協会の目的を推進する。
 - (2) 現行の地区行動計画の成功に向けて積極的に努力する。
 - (3) 地区ガバナー及び第二副地区ガバナーとともに、地区の強みと弱みを確認した上で、地区目標の達成に焦点を当てそれに向けて取り組むための、進行中の地区計画をさらに調整・推敲する。
 - (4) 翌年度、地区目標を達成するための行動計画を策定・実施できるよう、極めて優れたチームを特定して備える。
 - (5) クラブ役員と密接に協力して未来の地区役員を特定する
 - (6) 地区ガバナーによって、または国際理事会が定めた方針によって課される職務やその他の指示を遂行する。
 - (7) 地区ガバナーの要請に従って、適宜地区委員会を監督する。。
 - (8) すべてのキャビネット会議に積極的に参加し、地区ガバナー不在の際には、すべての会議において議長を務める。
 - (9) 必要に応じてガバナー協議会会議に参加する。
 - (10) 地区予算作成に協力する。
- (c) **第二副地区ガバナー**。第二副地区ガバナーは、地区ガバナーの指導監督のもとにある。具体的な任務は次のとおりである。
- (1) 地区における会員増加につながるよう、本協会の目的を推進する。
 - (2) 現行の地区行動計画の成功に向けて積極的に努力する。
 - (3) 地区ガバナーの指示のもと、リジョン及びゾーン・チェアパーソンと地区との橋渡し役を務め、クラブの健康を支えるためリジョン／ゾーン運営を成功させられるよう努力する。

- (4) クラブの発展をサポートする情報資料に精通する。
- (5) 地区ガバナーの職に備える。
- (6) 地区ガバナーによって、または国際理事会が定めた方針によって課される職務やその他の指示を遂行する。
- (7) 地区ガバナーの要請に従って、適宜地区委員会を監督する。
- (8) すべてのキャビネット会議に積極的に参加し、地区ガバナー及び第一副地区ガバナー不在の際には、すべての会議において議長を務める。
- (9) 地区予算作成に協力する。

- (d) **リジョン・チェアパーソン。**リジョン・チェアパーソン職が活用された場合には、地区ガバナーの指導監督のもとに、リジョンの最高運営責任者となる。具体的な任務は次のとおりである。
 - (1) 地区における会員増加につながるよう、本協会の目的を推進する。
 - (2) 現行の地区行動計画の成功に向けて積極的に努力し、クラブとゾーンの参加を促す。
 - (3) リジョン内のゾーン・チェアパーソンの活動並びに地区ガバナーより割り当てられる地区委員長の活動を監督する。
 - (4) クラブの強みと弱みを特定し、増強と、リーダーシップの向上と、有意義な奉仕を促すことで、クラブの健康を支える。
 - (5) 地区の運営に精通し、次の役職に進むために必要なリーダーシップ技能を磨く。
 - (6) 地区役員によって、または国際理事会が定めた方針によって要請される職務や指示を遂行する。

- (e) **ゾーン・チェアパーソン**。地区ガバナー及び（又は）リジョン・チェアパーソンの指導監督のもとに、ゾーンの最高運営責任者を務める。具体的な任務は次のとおりである。
- (1) 地区における会員増加につながるよう、本協会の目的を推進する。
 - (2) 現行の地区行動計画の成功に向けて積極的に努力し、クラブの参加を促す。
 - (3) ゾーン内における地区ガバナー諮問委員会委員長を務め、同委員長として同委員会の定例会議を招集する。
 - (4) クラブの強みと弱みを特定し、増強と、リーダーシップの向上と、有意義な奉仕を促すことで、クラブの健康を確かなものとする。
 - (5) 地区の運営に精通し、次の役職に進むために必要なリーダーシップ技能を磨く。
 - (6) 地区役員マニュアル及びその他を通して国際理事会が要求するその他の任務を遂行する。
- (f) **キャビネット幹事及びキャビネット会計**（又は幹事兼会計）。キャビネット幹事、キャビネット会計、又はキャビネット幹事兼会計は、地区ガバナーの監督のもとに役目を果たす。具体的な任務は次のとおりである。
- (1) 本協会の目的を推進する。
 - (2) キャビネット幹事／会計マニュアル及びその他を通して国際理事会が要求するその他の任務を遂行する。
- (g) **他の地区キャビネット構成員**。地区ガバナーの監督のもとに、国際理事会が要求する任務、並びに会則及び付則並びに国際理事会方針に反しないそれぞれの単一、準、複合地区の会則及び付則に定められる任務を果たす。

第11条 メンバー

第1項。**クラブ結成**。一つ又は複数のライオンズクラブがすでに存在する地域を含め、確定されたあらゆる地理的領域において、地区ガバナーの同意及び（又は）国際理事会の承認により、クラブを結成することができる。一つ又は複数のクラブが結成される地域は確定されていなければならない、上記規定に従って変更されることがある。

第2項。**クラブ名称**。各クラブは、そのクラブが所在する確定された地理的領域の名称をもって認識される。そのような地理的領域にクラブが二つ以上ある場合には、各クラブは区別するための名称をつけ加えなければならない。

第3項。**申請手順**。いかなるグループ、クラブ、集合も、国際理事会がその理事会方針書で指定する方法で、ライオンズクラブ認証状を本協会に申請することができる。

第4項。**クラブの責務**。各クラブは、グッドスタンディングを保つために下記を行う。

- (a) ここに他の規定がある場合を除き、国際会費、地区(単一、準、複合)会費、並びにクラブ運営に必要な経費など、最小限の年間会費を会員から徴収する。
- (b) 国際理事会が要求する定期報告書を協会事務局に提出する。
- (c) 会則及び付則、並びに国際理事会の方針に従う。
- (d) 国際理事会の方針で随時定められるクラブ紛争処理手順に従って、クラブ・レベルで起こる紛争の解決に努める。

第5項。**ステータスクオ/認証状取消し**。本協会への義務を怠ったクラブは、国際理事会の判断により、地区ガバナーとの協議の上、ステータスクオ・クラブとされるか、又は認証状が取消されることがある。ステータスクオになったクラブは、同理事会がその処理を最終的に決定するまで、あらゆる権利と特権を喪失する。

第6項。**クラブ脱退**。いかなる正クラブも、本協会から脱退することができる。脱退は国際理事会により承認された際に有効となる。ただし、クラブがすべての負債を支払い、クラブの資金及び財産を適切に処分し、認証状を返却し、本協会の「ライオンズ」名称、紋章、並びに他のマークの使用権をすべて放棄するまで、国際理事会は脱退の承認を保留することがある。

第7項。**種別**。ライオンズクラブの個々の会員は、クラブ理事会の承認の下に、次の種類に分類される。正会員、賛助会員、準会員、特典会員、名誉会員、終身会員、不在会員、あるいは優待会員である。それぞれの種別は、国際理事会の方針に従って定められる権利、特権、義務を有する。いかなる種別の会員も、ライオンズクラブが定める会費を支払い(クラブが会費を払う名誉会員を除く)、地域社会内でライオンズクラブの良い印象を与えるような言動をしなければならない。終身会員の場合には、将来の国際会費の代わりに1回だけ、US\$650を支払わなければならない。この地位は国際理事会の方針に従って承認される。元国際会長は全員、会長の任期が終了した際に、会費支払いも承認も必要とされずに終身会員の地位に就く。

第8項。**二重クラブ会員籍**。名誉会員又は準会員を除いて、いかなる会員も同時に二つ以上のライオンズクラブの会員になることはできない。

第12条 入会金及び会費

第1項。**会員報告**。各正クラブは、すべての新会員の氏名を、国際理事会が定める方法で、その期限内に国際本部に報告し、国際理事会が定める通りに、各新会員の入会金を納入しなければならない。

第2項。会費。

- (a) 半期分国際会費として米ドルによる25ドル (US\$25.00) が、6月と12月の会員報告書に示される各クラブの会員数に基づいてクラブの各会員に課され、各クラブは国際理事会が定める通りにこれを国際本部に支払うものとする。ただし、本項(b)および(c)に規定される場合を除く。

- (a) 半期分国際会費として米ドルによる26ドル (US\$26.00) が、6月と12月の会員報告書に示される各クラブの会員数に基づいてクラブの各会員に課され、各クラブは国際理事会が定める通りにこれを国際本部に支払うものとする。ただし、本項(b)および(c)に規定される場合を除く。

[上記は2028年7月1日施行]

- (a) 半期分国際会費として米ドルによる27ドル (US\$27.00) が、6月と12月の会員報告書に示される各クラブの会員数に基づいてクラブの各会員に課され、各クラブは国際理事会が定める通りにこれを国際本部に支払うものとする。ただし、本項(b)および(c)に規定される場合を除く。

[上記は2029年7月1日施行]

- (a) 半期分国際会費として米ドルによる28ドル (US\$28.00) が、6月と12月の会員報告書に示される各クラブの会員数に基づいてクラブの各会員に課され、各クラブは国際理事会が定める通りにこれを国際本部に支払うものとする。ただし、本項(b)および(c)に規定される場合を除く。

[上記は2030年7月1日施行]

- (a) 半期分国際会費として米ドルによる29ドル (US\$29.00) が、6月と12月の会員報告書に示される各クラブの会員数に基づいてク

ラブの各会員に課され、各クラブは国際理事会が定める通りにこれを国際本部に支払うものとする。ただし、本項(b)および(c)に規定される場合を除く。

[上記は2031年7月1日施行]

- (a) 半期分国際会費として米ドルによる30ドル (US\$30.00) が、6月と12月の会員報告書に示される各クラブの会員数に基づいてクラブの各会員に課され、各クラブは国際理事会が定める通りにこれを国際本部に支払うものとする。ただし、本項(b)および(c)に規定される場合を除く。

[上記は2032年7月1日施行]

- (b) 国際理事会が承認した家族会員プログラムに対しては、下記の会費が適用される。
- (1) 家族員1人目の会員は、上記の(a)で規定される金額を半期分国際会費として支払う。
 - (2) 有資格の家族員2人目以降の会員(1世帯につき、有資格者を4人まで追加可能)は、上記(b)(1)で規定される家族員1人目の会員が支払う合計額の2分の1に相当する金額を半期分国際会費として支払う。
- (c) 国際理事会が承認した学生会員プログラムにおいて、その適用対象となる学生会員は、上記(a)で規定される会費合計額の2分の1に相当する金額を半期分国際会費として支払う。
- (d) ライオンズクラブは、スポンサーしている各レオクラブにつき、国際理事会が定める額による年間納入金を、国際理事会が定める時期に支払わなければならない。

第3項。**現地納入金及び税金**。上記第2項に従って課される会費に加えて、国際協会は、あらゆる政府組織または税務当局によって国際会費に課される現地税金や納入金に対応するため、追加の金額を徴収することができる。

第4項。**延滞金利**。国際理事会には、理事会が定める滞納クラブ口座残高に対して、法律で許される最高額を超えない率で、理事会が随時定める延滞金利を課す権限が与えられる。

第13条 議事規則と手順

- (a) 会則及び付則、それぞれの地区(単一、準、複合)又はクラブの会則及び付則、会議のために採用された規則、あるいは地元の法令又は一般慣例で定められていない限り、本協会、国際理事会、又はその管轄下の委員会、地区(単一、準、複合)又は組織、あるいはその管轄下の委員会、並びにライオンズクラブ又は組織、あるいはその管轄下の委員会の会合又は決議に関連して生じる進行又は手順の問題はいかなるものも、時折改訂されるロバート議事規則最新版に従って処理する。
- (b) 国際理事会は、会則及び付則の規定、国際理事会方針、あるいは地区(単一、準、複合)レベル又は国際レベルで起こる問題に関する苦情、紛争、又は要求の審理手順を、随時制定する権限を持つ。
- (c) 協会の会員は、苦情、紛争、又は要求の処理を同手順の規定に沿って追求し、その裁決に従うことに同意しなければならない。

- (d) 各地区は、随時改正される会則及び付則並びに理事会の方針に反しない会則及び付則を採択しなければならない。そのようなすべての地区会則及び付則は、ライオンズクラブ国際協会が法人組織化された州で有効となっている法律に基づく解釈に従わなければならない。

第14条 改正

第1項。**改正手順**。本付則は、国際大会においてのみ、その年次大会で会則及び付則委員会から提出された改正案が、同大会で投票した資格証明済み代議員の過半数の賛成投票で採決された場合、改正される。改正案は、下記二つの方法の一つで承認されない限り、大会に提出されない。

- (a) 国際理事会が承認した。又は、
- (b) 投票用紙に載せるために改正案が国際理事会に提出される会計年度7月1日現在の国際協会クラブ会員数合計の51%以上の会員を代表する単一及び(又は)複合地区の大会決議で採用された。

第2項。**通知**。改正案はいずれも、改正案の投票が行われる大会の少なくとも30日前に、ライオン誌又は本協会の他の公式出版物に掲載されなければならない。

第3項。**施行日**。会則及び付則は、改正案で後の有効日が表示されない限り、これが採用された国際大会の閉会時から有効になる。

別紙A - 会員種別
理事会方針書 第17章
A項3

ライオンズクラブの会員は次のように分類される。

- a. **正会員:** クラブ、地区、または国際協会の役職に立候補する資格(ただし資格要件を満たしている場合)と、会員の投票を要するあらゆる事項に対する投票権を持つ会員。義務には、速やかな会費納入、クラブ活動参加、並びに地域社会に対してクラブの良い印象を与えるような言動が含まれる。この種類の会員は、クラブ代議員数算出の対象となる。
- b. **不在会員:** クラブ所在地から転出したクラブ会員又は健康上の理由やその他の正当な理由により規則正しくクラブの会合に出席することが不可能な会員で、クラブにとどまることを希望し、これをクラブ理事会が適当と認めた者。不在会員の資格は6カ月ごとにクラブ理事会で再検討されるものとする。不在会員は役職に就くことも、地区又は国際の大会又は会合において投票することもできない。不在会員はクラブが課す会費を納入しなければならない。その会費には地区及び国際の会費が含まれる。この種類の会員は、クラブ代議員数算出の対象となる。
- c. **名誉会員:** そのクラブの会員以外の者で、ライオンズクラブが奉仕をする地域社会のために著しい貢献をし、クラブが名誉会員の称号を与えることを希望した者。クラブは、名誉会員の入会金、地区会費、及び国際会費を支払う。名誉会員は会合に出席できるが、正会員が持つ特権を持たない。この種類の会員は、クラブ代議員数算出の対象とならない。
- d. **優待会員:** 15年以上クラブ会員であって、病気、老齢その他クラブ理事会の認める正当な理由により正会員であることを放棄した者。優待会員はクラブが課す会費を納入しなければならない。その会費には地区会費及び国際会費が含まれる。優待会員は投票権を持つほか、会員としての他のいかなる特権も持つが、クラブ、地区、又は国際の役員職に就くことはできない。この種類の会員は、クラブ代議員数算出の対象となる。

- e. **終身会員:** 20年以上ライオンズ正会員であり、かつ所属クラブ、その地域社会、あるいは国際協会に対する会員としての功績が著しい者、又は、重病人、あるいは15年以上正会員であり、かつ少なくとも70歳に達している者は、次の手続によってクラブの終身会員となることができる。

(1) 所属クラブが協会に推薦、

- (2) 今後の国際会費全額の代わりにUS\$650もしくは現地通貨によるUS\$650相当額を所属クラブが納入。終身会員には、正会員としての義務を遂行する限りにおいて、正会員に与えられるすべての特権が与えられる。終身会員が移転を希望し、かつ他のクラブから招請を受けて転籍した場合、自動的に転籍先クラブの終身会員となる。クラブは、終身会員に対してクラブが適当と見なす額の会費を課することができる。現在、ライオンズクラブの正会員であるか、又は2007年6月30日までにライオンズクラブの正会員となる元ライオネスは、ライオネスとしての奉仕歴をすべて、終身会員となるための資格に適用することができる。2007年6月30日を経過してライオンズクラブの正会員となるライオネスは、終身会員となる資格に、ライオネス奉仕歴を適用することができない。この種類の会員は、クラブ代議員数算出の対象となる。

- f. **準会員:** 他のライオンズクラブに主な会員籍を持つが、このクラブが奉仕する地域社会に住居を持つか、就職している会員。準会員の地位は、クラブ理事会の招請によって与えられるもので、毎年考察を受ける。クラブは、月例会員報告書で準会員を報告することはできない。準会員は、出席している会議におクラブ事項に対する投票権を持つが、準会員となっているクラブを代表して、地区(単一、準、暫定、及び/又は複合)大会又は国際大会の代議員になることはできない。この会員は、準会員となっているクラブを通して、クラブ、地区、又は国際の役員職に就くことができないし、地区、複合、又は国際の委員会への任命を受けることもできない。

準会員から国際会費及び地区(単一、準、暫定、及び／又は複合)会費を徴収することはできない。ただし、クラブは妥当と思う会費を準会員から徴収することができる。この種類の会員は、クラブ代議員数算出の対象とならない。

- g. **賛助会員:** 現在のところ、クラブの正会員として全面的に活動できないが、クラブとその奉仕活動を支持しており、クラブへの賛助を希望する地域社会の優れた人物である。この地位は、クラブ理事会の招請によって与えられる。賛助会員は、出席している会議においてクラブ事項に対する投票権を持つが、クラブを代表して、地区(単一、準、暫定、及び／又は複合)大会又は国際大会の代議員になることはできない。この会員はクラブ、地区、又は国際の役員職に就くことも、地区、複合、又は国際の委員会への任命を受けることもできない。賛助会員は、地区会費、国際会費、その他クラブが課す会費を払わなければならない。この種類の会員は、クラブ代議員数算出の対象となる。
- h. **特典会員:** 家族会員、学生、または国際協会が提供するその他の会費割引プログラムに参加した結果として割引された会費を支払う会員で、クラブの会員籍を保持することを希望し、会費割引の条件を満たす会員。会員プログラムの参加状況は、クラブの理事会が確認するものとする。特典会員は、正会員のすべての権利を有するが、クラブ代議員数算出の対象とならない。

別紙 B
会員種別表

種別	会費即時支払(クラブ、地区、国際)	クラブ活動 参加	良い印象を与える言動	クラブ、地区 又は国際の役職への立候補資格	投票権・ 自身が代議員に なる資格	地区又は国際の 大会の代議員数 算出の対象
正会員	必要	必要	必要	有	有	対象になる
賛助会員	必要	可能な時	必要	無	クラブ事項のみ	対象になる
準会員	クラブ会費のみ支払う	可能な時	必要	無	地区大会(第1クラブ) クラブ事項(第1及び第2クラブ)	対象にならない
特典会員	必要	必要	必要	有	有	対象にならない
名誉会員	必要なし クラブが 国際及び地区の 会費を支払う	可能な時	必要	無	無	対象にならない
終身会員	クラブ及び地区の 会費を払い、 国際会費は払わない	可能な時	必要	正会員の義務を 果たしていれば有	正会員の義務を 果たしていれば有	対象になる
不在会員	必要	可能な時	必要	無	クラブ事項のみ	対象になる
優待会員	必要	可能な時	必要	無	有	対象になる

ライオンズクラブ国際協会

道徳綱領

職業に対する不断の努力が正しく賞賛されるように心がけ、自己の職業の尊さを確信すること。

事業を成功させて、適正な報酬や利益は受けるべきであるが、自己の立場を不当に利用したり、人に疑われる行いをして自尊心を傷つけてまでも利益や成功を求めないこと。

事業を遂行するにあたっては、他人の事業を妨害しないように心がけ、顧客や取引先に誠実であり、自己にも忠実であること。

世人に対する自己の立場や行いに疑いが生じたときは、世人の立場に立って解決にあたること。

真の友情は損得の上に築かれるものでなく、心と心のふれ合いによるものであることを自覚し、手段としてではなく目的として友情をもつこと。

国家および地域社会に対する公民の義務を忘れず、かわらぬ忠誠を言動にあらわし、すすんで時間と労力と資力をささげること。

不幸な人には同情を、弱い人には助力を、貧しい人には私財を惜しまないこと。

批判は謙虚に、賞賛は惜しみなく、建設を旨として破壊をさけること。

[illegible]



**THE
INTERNATIONAL ASSOCIATION
OF LIONS CLUBS**
300 W 22ND STREET
OAK BROOK, ILLINOIS 60523-8842, USA

OFFICIAL PUBLICATION OF LIONS CLUBS INTERNATIONAL

LA-1.JA 7-26

Printed in USA